第４５号議案

　　学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和５年６月２９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

　学校教育職員の給与に関する条例（平成２０年品川区条例第２３号）の一部を次のように改正する。

　第１３条第１項および第２項各号列記以外の部分中「扶養親族」を「扶養親族等」に改め、同項第１号中「。）」の次に「またはパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。）の相手方」を加え、同条第３項各号列記以外の部分および同項第１号中「扶養親族」を「扶養親族等」に改め、同項第２号中「扶養親族（」を「扶養親族等（」に改める。

　第１４条第１項各号列記以外の部分および同項第１号中「扶養親族」を「扶養親族等」に改め、同項第２号中「扶養親族たる要件」を「扶養親族等たる要件」に、「扶養親族が」を「扶養親族等が」に改め、同条第２項および同条第３項第２号中「扶養親族」を「扶養親族等」に改める。

　　　付　則

　（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

　（学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

２　学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成３０年品川区条例第２９号）の一部を次のように改正する。

　　付則第３項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和５年品川区条例第　　号）の施行の日（以下「令和５年改正条例施行日」という。）以後にあっては、配偶者およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。以下同じ。）の相手方のいずれも有しない場合）で、かつ」を加える。

付則第４項中「配偶者を有する」を「配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を有する」に改める。

付則第６項中「配偶者」の次に「またはパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「（令和５年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和５年改正条例施行日）」を加える。

　（説明）学校教育職員の扶養手当の支給に関して、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同様に扱う必要がある。